

# 全国真我プロカウンセラー協会会則

## 真我プロカウンセラー規約

2008年11月 1日 改定

2009年 1月 5日 社名変更

2012年 5月 1日 改定

2013年10月 1日 改定

2014年 3月 1日 改定

2017年 4月 1日 改定



# 目 次

第 1 章 総則	5
名称	5
目的	5
第 2 章 会員	5
条件	5
入会	6
種別	6
年会費	6
期間	7
退会	8
除名	8
再入会	9
第 3 章 特典	10
権利	10
内容	10
(会員価格・講座受講料割引	10)
夫婦会員	11
会員種別の変更	11
第 4 章 その他	12
配偶者更新の特例	12
禁止事項	12
異議申立	13

# 附 帯

真我プロカウンセラー規約	14
--------------	----



# ＜全国真我プロカウンセラー協会会則＞

2012年5月1日改定

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、『全国真我プロカウンセラー協会 = National Association of Shinga Pro Counselor、通称 NASPC』(以下、本会)と称する。

(目的)

第2条 本会は、心の学校学長・佐藤康行の理念であり、本会の理念である「自分の足もとを光に変え、世界を光に変える」を実現していくことを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (ア) 会員本人の真我追究のための支援(受講料その他の優遇)
- (イ) 真我プロカウンセラーとしての活動支援(他人の悟りの協力で役立つ勉強会や真我カウンセリング技術向上のための情報提供等)
- (ウ) ボランティア活動支援
- (エ) 講師養成カリキュラムへの参加資格付与と情報提供
- (オ) 会員限定企画や会員限定情報の配信

第4条 会員は、第2条の目的を達成するため、次のことを心がける。

- (ア) 真我開発講座の開発者である佐藤康行を理解する
- (イ) 自らも真我を追究する
- (ウ) 真我を世に広げる(真我プロカウンセラーとしての自覚を持ち、真我を発信する側に立つ)

## 第2章 会員

(条件)

第5条 本会の会員は、アイジーエー株式会社(以下、アイジーエー)が主催する『真我プロカウンセラー実践養成コース』を受講し、「真我プロカウンセラー1級」

の認定を受けた者に限る。

第 6 条 ただし『未来内観コース』または『宇宙無限力体得コース』を受講済で且つ『真我プロカウンセラー実践養成コース』へ申込した者は、「先行会員」として入会し、正会員と同等の特典を受けることができる。

第 7 条 先行会員が『真我プロカウンセラー実践養成コース』を受講し、「真我プロカウンセラー 1 級」の認定を受けた場合、本会より自動的に正会員として登録するものとする。

#### (入会)

第 8 条 本会の会員になろうとするものは、本会則、及び本会則に附帯する『真我プロカウンセラー規約』を良く理解し、同意書 2 通に署名捺印の上、1 通を自己保管、1 通を本会に提出しなければならない。

#### (種別)

第 9 条 本会の会員は、次の 2 種とする。

- (ア) 個人会員
- (イ) 夫婦会員

#### (年会費)

第 10 条 会員は、その種別に応じて以下の年会費を納入しなければならない。

- (ア) 個人会員 120,000 円 (税抜)〔月額 10,000 円 (税抜)〕
- (イ) 夫婦会員 180,000 円 (税抜)〔月額 15,000 円 (税抜)〕

第 11 条 年会費の支払いは、年一括、または本会の指定する方法に限り、毎月の分割にて納付することができる。

第 12 条 年会費の支払方法を更新の際に変更する場合は、更新月の 2 ヶ月前までに申請した場合に限り変更することができる。また、毎月分割支払いを停止し、残金を一括で支払う場合には、申請した月から 1 ヶ月より以後の支払い分から

をまとめて支払うことができる。

第 13 条 クレジットカードでの支払いを希望する場合、次の全項を全て満たし、また会員本人が承諾した場合には、これを使用することができる。

(ア) アイジーエーの契約するカード会社であること

(イ) 年会費一括での支払いに限る（ただし、クレジットカード会社の分割及びリボ払いなどのサービスを利用する場合は、カード会社と会員本人との契約に応じてこれを利用することができる）

(ウ) 入会または更新から 1 年以内での中途退会はできない

(エ) どうしても退会を希望する場合には、その理由に関わらず年会費の差額は返金されない

(期間)

第 14 条 本会の会員期間は、入会日から起算して 1 年後の該当月の末日まで（例：2010 年 5 月 7 日入会⇒2011 年 5 月 31 日まで）とし、退会の届出がない限り自動更新されるものとする。

第 15 条 入会日の定義は、年会費（分割の場合は初回分）を本会が受領した日とし、またこれを会員資格を得た日と見なし、特典を受けることの出来る開始日とする。

第 16 条 特例として、アイジーエーまたは本会主催イベント等の公の場において、その責任者から、入会日として定義された日より前に会員特典を受けることが出来る旨の案内があった場合などにおいては、前条の限りではない。

第 17 条 会費の未納がある場合、未納期間分の納付が確認されるまで、一切の会員サービスの提供を受けることが出来ない。（優待チケット等は有効期限内であっても、未納分を完納するまで使用出来ない）

第 18 条 退会手続きを完了した後、本会へ再入会した場合における会員所属期間は、最新の入会日から起算するものとし、退会期間より以前の会員期間はこれを計算に含めないものとする。

## (退会)

- 第 19 条 本会を退会しようとする者は、その旨を届け出なければならない。
- 第 20 条 入会后 6 ヶ月間は原則として退会することができない。どうしても退会を希望する場合には、既払の会費が 6 ヶ月分の会費に満たない場合、その差額を支払わなければならない。また、休会制度はこれを定めない。
- 第 21 条 退会の事由が離婚による場合、離婚後 6 ヶ月以内であれば前条を適用せず、特例として申し出のあった月に第 23 条の定めにもとって退会できるものとする。また、配偶者の死亡による場合も同様に扱う。
- 第 22 条 会員は退会時、本会が指定したもの（未使用の会員限定優待チケット等）をすみやかに本会へ返却する義務がある。尚、返却の如何に関わらず、優待チケット等の会員特典は、退会日をもって無効とする。
- 第 23 条 退会日は、会員本人の自署による届けを本会が受領した日が、その月の 10 日以前の場合、当月末日をもって退会日とし、11 日以降の場合には翌月末日をもって退会日とする。
- 第 24 条 退会日が入会または更新から 1 年以内の場合、年会費から残りを月額単位で計算し、返金にかかる手数料その他の実費を引いた額を返金するものとする。ただし、例外としてクレジットカードで年会費を納めた場合には返金の対象外とする。また、分割納付の場合は退会日の翌月分より本会より会費の請求を停止する。

## (除名)

- 第 25 条 会員が、故意・過失にかかわらず、次の各項に一つでも該当する場合には、本会はこれを除名することができる。
- (ア) 本会則に違反したとき
  - (イ) アイジーエーまたは本会の社会的信用や名誉を著しく失墜させたとき
  - (ウ) アイジーエーまたは本会に多大な損害をあたえたとき



- (エ) 『真我プロカウンセラー規約』に違反したとき
- (オ) 上記(ア)～(エ)に限らず、社会通念的観点から見て明らかに改善の必要性があって、本会から指摘を受けたにも関わらず、改善が認められないとき
- (カ) 2ヶ月以上会費の納付が確認できず、本会が会員本人との連絡が取れないとき
- (キ) 会員本人の死亡が確認されたとき

(再入会)

第26条 原則として、退会日より起算して6ヶ月間は本会へ再入会することはできない。

第27条 退会時の事由が第21条の適用による特例の場合に限り、前条を適用せず、いつでも再入会できるものとする。

第28条 再入会の場合、入会時特典はこれを重複して受けることが出来ない。

### 第3章 特典

(権利)

第29条 本会は、会員資格を得た会員に対し、すみやかに特典を提供する義務がある。また会員は、入会日をもって本会に対し、会員特典の提供を受ける権利を有する。

(内容)

第30条 会員が、その会員種別に関わらず、入会と同時に得られる特典は次の全項とする。

(ア) アイジーエー及びYSコンサルタント株式会社の各講座受講料の割引特典  
(対象講座及び価格は下記の表参照)

会員価格・講座受講料割引表		
割引対象講座	通常価格	会員価格
未来内観コース	¥160,000 (税抜) (再受講 ¥80,000 税抜)	¥0
宇宙無限力体得コース	¥160,000 (税抜) (再受講 ¥80,000 税抜)	¥0
天使の光コース	¥160,000 (税抜) (再受講 ¥80,000 税抜)	¥0
真我瞑想コース	¥160,000 (税抜) (再受講 ¥80,000 税抜)	¥0
真我プロカウンセラー実践養成コース	¥160,000 (税抜) (再受講 ¥80,000 税抜)	¥0
未来内観 1day コース	¥50,000 (税抜)	¥0
宇宙無限力体得 1day コース	¥50,000 (税抜)	¥0
天使の光 1day コース	¥50,000 (税抜)	¥0
真我瞑想 1day コース	¥50,000 (税抜)	¥0
真我プロカウンセラー実践養成 1day コース	¥50,000 (税抜)	¥0
〔YS コンサルタント主催割引対象講座〕		
原則として全ての講座 (対象外講座を除く)		通常価格の 2 割引

- ① 上記にない講座は基本的に対象外とする
- ② 新しい講座が新設された場合には、予告無く対象講座として割引価格が追加設定されることがある
- ③ 入会日より以前に割引対象講座の受講料支払いを済ませており、且つ受講

日が入会日より後の場合、原則として講座当日、その差額分の返金を受けることが出来る

- ④ 退会日より以前に会員価格での受講料の支払いを済ませており、且つ受講日が退会日より後の場合、受講前までにその差額分の納付を済ませなければ講座を受講することが出来ない
  - ⑤ 会員価格での受講料の支払いを済ませており、且つ会費の未納分がある場合、受講前までに未納分の会費または通常価格との差額代金のいずれかの額の納付を済ませなければ、講座を受講することが出来ない
- (イ) アイジーエー及び YS コンサルタント株式会社の取り扱う商品の全品 2 割引特典（本会員特別価格設定のある商品及び対象外商品を除く）
  - (ウ) 本会会員特別限定情報の配信（郵送の場合は基本的に全会員、メール配信の場合はメール登録希望者のみ）
  - (エ) 本会会員限定ホームページへのアクセス権とパスワード情報
  - (オ) 『真我真理研究会』の研究発表やその他の情報の配信（不定期）
  - (カ) 上記の他、キャンペーンやイベントにおける特別な特典の案内があった場合、その対象者のみ対象特典を受けることが出来る

#### (夫婦会員)

第 31 条 夫婦が揃って会員条件を満たし入会を希望する場合、両名が等しく会員特典の権利を有し、本会からのサービスの提供を受けることが出来る。(夫婦会員の年会費で 2 名分の特典権利)

#### (会員種別の変更)

第 32 条 入会后 6 ヶ月間、及び種別変更後 6 ヶ月間は、原則として以下の項目のうちいずれかに該当する会員種別の変更は出来ないものとする。どうしても種別変更を希望する場合には、既払の会費が 6 か月分の会費に満たない場合は、その差額を支払わなければならない。

(ア) 夫婦会員から、個人会員への変更

第 33 条 種別変更の事由が離婚による場合、離婚後 6 ヶ月以内であれば前条のいずれかの項目に当てはまるものであっても前条を適用とせず、特例として申し出のあった月に第 34 条の定めにもとって種別変更できるものとする。また、配偶者

の死亡による場合も同様に扱う。

第 34 条 会員種別の変更は、会員本人の自署による届けを本会が受領した日が、その月の 10 日以前の場合、翌月 1 日より変更できるものとする。また、11 日以降の場合には翌々月 1 日より変更できるものとする。ただし、いずれの場合も、特典の適用は年会費の差額を本会が受領した日以降に受けられるものとする。

第 35 条 前条に関わらず、特例として変更の届出をした該当月分の会費を遡って納付した場合には、即日変更後の特典の適用を認めるものとする。ただし、この場合においても、既受講済み講座の受講料の差額返金は一切受け付けられないものとする。

## 第 4 章 その他

### (配偶者更新の特例)

第 36 条 会期の途中で、夫婦会員として配偶者を新たに本会員として加えた場合、新たに加わった配偶者の入会日は、先に入会していた会員の入会日と同一とみなし、次年度より同時に更新されるものとする。

### (禁止事項)

第 37 条 本会を通じて知り得た、アイジーエーの顧客（真我開発講座受講生・未受講生の全員）及び心の学校グループ所属のスタッフに関する、個人情報やプライバシーに関する情報等についての一切は、本人の許可なくこれを他人に話したり、紙面その他の媒体にその内容を使用することを固く禁止する。

第 38 条 本会を通じて知り得た、アイジーエー及び心の学校グループ内のすべての企業に関する内部情報については、これを企業機密と扱い、一切の情報の漏えいを禁止する。

第 39 条 アイジーエーの取り扱う印刷物（ちらし、広告、パンフレット、ニュースレター、講座資料等）及びホームページ内容、文章、ロゴ、デザイン等の流用や転用は、許可無くこれを禁止する。

第 40 条 本会又はアイジーエーの公的なイベントにおいて、会員個人の収益を目的とした一切の営業活動はこれを禁止する。

(異議申立)

第 41 条 本会則の内容に関し異議のある場合は、本会の責任者に対し、異議を申し立てることが出来る。申し立てのあった場合、本会の責任者であるアイジーエーの運営責任者と会員との間において協議を持ち、両者合意の上これを改定することが出来る。

附則

この会則は、2008年11月1日に改定し、同日施行とする。

この会則は、2009年1月5日に佐藤義塾株式会社がアイジーエー株式会社へ社名変更したと同時に社名表記を修正した。

この会則は、2014年3月1日に改定し、同日施行とする。

# 真我プロカウンセラー規約

2008年11月1日 制定

この規約は、アイジーエー株式会社（以下、アイジーエー）が主催する『真我プロカウンセラー実践養成コース』を受講し、「真我プロカウンセラー1級」の認定を受けた方が、『真我カウンセリング』を、収益を目的として行う際の規約をまとめたものです。

1. 『真我カウンセリング』を、収益を目的として行う者は、必ず事前に『真我プロカウンセラー実践養成コース』を受講し、「真我プロカウンセラー1級」の認定を受けたものでなければならない。
2. 許可なくアイジーエーの顧客（真我開発講座受講生・未受講生を問わず）をクライアントとしない。
3. 真我カウンセリングを行う際の基本料金は、1時間5千円～1万円を目安とし、事前にアイジーエーに相談の上、必要に応じて協議を持って定めるものとする。
4. 「真我カウンセリング」を行う際には、アイジーエーから渡された『真我プロカウンセラー1級認定証』を掲示するか、クライアントから求められた際にいつでも提示できるようにしておく。
5. 「真我カウンセリング」を行う際に使用する名刺は、原則としてNASPC（全国真我プロカウンセラー協会）が実費にて提供する名刺を使用すること。個人で名刺を作成したい場合にはサンプルを一部提出の上、許可を得ること。
6. 許可なく、個人的な名刺やちらし、ホームページなどの媒体に、『真我プロカウンセラー』の名称や『アイジーエー（旧社名、佐藤義塾を含む）』『心の学校』等の表記、連絡先として住所や電話番号などの記載、その他ロゴなどの転用をしないこと。

7. 真我開発講座、アイジーエー、及び心の学校グループに関する質問を受けた場合には、アイジーエーが公に発表した内容、及び許可した内容に関してのみ回答し、憶測や独自の判断でむやみに情報を伝えないこと。またこの場合、必ず相手の質問内容と回答のポイントをまとめて、速やかにアイジーエーまで報告すること。
8. 真我開発講座の受講を勧める際には、絶対に強引な勧誘はせず、最終的な申込の判断は必ずクライアント本人に委ねること。
9. 「真我カウンセリング」の正しい手法を身につけ、日頃から真私の体現に務め、また自己流にならないためにも、自ら定期的に真我開発講座の受講を心がけること。
10. クライアントから真我カウンセリングの内容に関するクレームを受けた場合、速やかにその内容を報告すること。
11. 「真我カウンセリング」を通じて知りえた個人情報やプライバシーに関する情報は、他に漏れないよう厳重にこれを管理し、守秘義務を厳守する。
12. 「真我カウンセリング」を行う際には、以下『心のマナー』を守って誠心誠意クライアントに接すること。
  - 1) 真我カウンセリング以外の目的に相手を利用しない。
  - 2) 他の一切の手法、宗教、ビジネス等を説いたり勧めたりしない。
  - 3) 相手の心に土足で入らない。
  - 4) 相手を評価しない。
  - 5) 教えに走らない。
  - 6) 相手を見下したり、強者の立場でものを言わない。
  - 7) 占い、予言的なことを言わない。

以上

※この規約は、旧『全国真我プロカウンセラー協会（NASPC）会則』の一部を抜粋し、「真我カウンセリング」を、収益を目的として行う方のために整理検討の上、2008年11月1日に新たに制定いたしました。



Institute of  
**Gene Activation**